

Title	タイ・日本民商法比較
Sub Title	Comparative studies of Civil and Commercial Codes between Thailand and Japan
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.7 (1985. 7) ,p.106 (19)- 124 (1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850728-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

タイ・日本民商法比較

平 良

タイ国法の近代化に当っては、1896年から1913年にいたるまで、政尾藤吉博士がタイ国政府顧問として指導に当たり、1908年のタイ国刑法は日本法の影響の下に制定された。その後博士は民商法の制定に着手されたが、1913年の帰国に伴ってその作業はイギリス人、フランス人の顧問にうけつがれた、従って1933年に制定され1935年に施行された「民商法典」(わが国と異って民・商法は1つの法典をなしている。)はフランス形であり内容もイギリス法の影響をうけている、英仏型の法典であろうといわれていた。

しかしながら立法当時作成されたといわれる資料(著者名も発行年数も分らないタイプ版の資料)があり、これによってタイ国民商法を諸外国民商法と対照している。これは民法全編に及ぶものでなく、第1篇総論、第2篇債権総論、第3篇債権各論、第4篇財産(物権法)について行われている。それにつづく第5篇家族、第6篇相続は、民法の中でも国を異にするに従って固有性を持つ分野であって、継受に比較的なじまない分野であろう。従ってこの分野の比較は後にゆずって、第3篇までの1295条を比較の対照としているものといえる。

この資料はタイ国民商法を、ドイツ、フランス、スイス、日本、そしてイギリス(インドを含む)と比較し、さらに補充の形でそれ以外の国々の民商法と対照しているのである。この対照表から日本法のタイ法に対する影響が想像するよりも大きいことをうかがうことが出来る。

第1篇総論193条中、日本法を参照しているもの90条に対し、ドイツ法75条、スイス法18条、フランス法19条、イギリス法関係3条。

第2篇債権総則250条中、日本法149条、ドイツ法162条、スイス法30条、フランス法16条、イギリス法関係3条

第3篇債権各論802条中、日本法388条、ドイツ法358条、スイス法240条、フランス法301条、イギリス法関係240条。

第4篇財産においては総数136条中、日本法52条、ドイツ法70条、フランス法65条、

スイス法90条。

となる。財産法を除いて、日本法の参照が目立っているのである。そもそも、日本法はいくらかのフランス法の影響はあるとはいえドイツ法を母法としているのであるから、日本法の参照とドイツ法の参照が重なることは避けられない。そこで二国法以上重複して参照していない場合を除いて、一国のみ参照しているのは、第1・2篇の総論的部分においては、日本法105条、ドイツ法109条、スイス法16条、フランス法8条、イギリス法関係4条、第3篇においては、日本法30条、ドイツ法30条、スイス法20条、イギリス法関係52条であり、第4篇財産では日本法5条、ドイツ法4条、フランス法2条、スイス法16条である。

第3篇においてイギリス法への参照が多いのは、この時にすでにイギリスにおいて Sale of Goods Act (1893) Bill of Exchange Act (1882) Companies Consolidation Act (1908) といった立法があり、また Indian Contract Act (1872) が用いられている。制定法のない分野においては Jenk's Digest of English Civil Law が用いられる。これは制定法ではないが、イギリスのコモン・ローを法典の形をとってまとめたものであり参照に便利であるからであろう。

日本法との対照に当たっては、日本商法典は1926年（大正15年）の改正、1932年（昭和7年）の手形法、1933年（昭和8年）の小切手法の改正などが行われているが、対照資料とされているのは、Becker, Joseph E. de., Annotated Civil Code of Japan 1909—1911, Principles and Practice of the Civil Code of Japan 1921および de Becker, The Commercial Code of Japan 1927 であるから大正15年に改正の行はれる以前の商法、民法である。また、タイ国においても後に多少の民商法の改正が行われている。たとえば第37条乃至43条における既婚婦人の行為能力はタイ国においても廃止された条文であり、日本においても廃止されているが、当時の状況においては比較の対照となりえたものである。またタイ国において経済の成熟に伴って1978年に公開株式会社法が制定されているが、民商法典制定当時においては小規模の会社についての規定のみをもっていたのである。

タイ国民商法典は形式において日本・ドイツに類似している。従って基本的にはパンダクテン式といえるが——もっとも篇の配列はパンダクテンの教科書と同じく債権法が物権法より先になっている。また民商法典を1つのものとしたから、日本・ドイツと全く同じ形式とはなりえない。日本において物権法に規定されている質権、抵当権が契約各論に入り、代理も契約法に入れ、会社に関する規定も契約各論の中に含んでいる。これはこのような問題を法律行為からとらえているのであるが、理論上の構成に当たって理解の相違を生ずる可能性を含むものであろう。

ドイツ法、フランス法等への参照が少く、もっぱら日本法が参照されている条文はさまざまところに散見することができるが、特に目立った分野をみると、失踪（53—67条）法人の設立（81—98条）意思表示（117—132条）無効取消（133—143条）条件（144—155条）詐害行為取消権（23—20条）留保（241—250条）先取特権（251—341条）、債権譲渡（303—313

条)などに目立っている。従って以下の表において日本法のみ参照しているものは特に示すことにした。また、対照表において明らかに誤っていると思われるものがいくつかあるのでそれについても特記する。ただ、いささかでも関係のあるものについては、日本法に関心をよせていることをうかがわせるのであるからそのままにとどめた。さらに、対照表には対照されていないが、関係のあるものについて区別してつけ加えることとした。

凡例

左の数字はタイ国民商法典条文。

() は資料に参照されている日本民法，商に数字を入れたのは旧商法条文。斜字体は，日本法のみが参照されている場合。

[] は資料で対照していないが明らかに対照できると思われるので補充した。

対照に当て誤りではなかったかと思われる部分があるが，一応原資料のままに紹介した。

* を付したものは現在は廃止されている条文。

商法は de Becker 資料にもとづき，明治33年(1899年)の旧商法との対照である。

本資料でタイ法につき参照したのは以下のものである。

The Civil and Commercial Code Books I—XI, Office of Judicial Council [of Thailand] (英, タイ対訳本1971版)

タイの契約法, 谷川久監修, アジア経済研究所1972年(タイ民法第1—第3篇の訳。但し, 交換, 贈与, 雇傭, 運送, 使用貸借, 抵当権設定契約, 質権設定契約を除く)

タイ, インドネシアの会社法, 谷川久監修1973年(タイ民法典第3篇第22章の訳)

	タイ民法	5		第1章 自然人
		6		第1節 人格
	前加篇	7	(商276)	15
		8		16
1		9		17
2		10		18
3		11		第2節 能力
	第1篇 総論	12		19 (3)
		13		20 (765)
	第1部 総則	14		21 (4)
4			第2部 人	22 (4)

23	57 (27)	90 (67)
24	58 (28)	91
25 (1061)	59	92 (68, 70)
26 (5)	60 (29)	93 (71)
27	61 (29)	94
28 (6)	62	95 (72)
29 (7)	63	96
30 (8)	64 (30)	97
31 (9)	65 (31)	第3部 物
32	66 (32)	98 [85]
33 (10)	67	99
34 (11)	第2章 法人	100 [86]
35 (12)	第1節 総則	101
36 (13)	68 [33]	102
37*	69 (43)	103
38* (15*, 16*)	70	104
39* (17)	71 (50)	105
40*	72	106
41*	73	107
42* (16*)	74	108
43*	75	109
第3節 住所	76 (44)	110 [87]
44 (21)	77 (52)	111 [88, 89] (38, 39)
45	78 (54)	第4部 法律行為
46 (22)	79 (56)	第1章 総則
47	80 (57)	112
48	第2節 財団	113 (90)
49 (24)	81 (34)	114 (91)
50*	82 (37)	115
51	83 (39, 41)	116
52	84 (40)	第2章 意思表示
第4節 失踪	85	117 [93]
53 (25)	86	118 (94)
54 (25)	87 (42)	119 (95)
55 (27)	88 (53)	120
56 (28)	89 (54, 55)	121 (96)

122	155 (137)	188
123	第 5 部 期間	189
124	156 (138)	190
125	157 (138, 139)	191
126	158 (140)	192 (146)
127	159 (140) [141]	193 (145)
128	160 (190)	第 2 篇 債務
129	161 (193)	第 1 部 総則
130 (97, 525, 526)	162	第 1 章 債務の目的
131 (98)	第 6 部 時効	194
132	163	195 (401)
第 3 章 無効及び取消	164 (167)	196 [403]
133	165 [170, 171, 172, 173,	197
134 (119)	174]	198 [406]
135	166 [168, 169]	199 [407]
136	167	200 (408)
137 (120)	168	201 (409)
138 (121)	169 [166]	202 [410]
139	170	第 2 章 債務の効力
140 (123)	171	第 1 節 不履行
141 [124]	172	203
142 (125)	173 [147]	204 [412]
143 (126)	174 (149)	205
第 4 章 条件及び始期・	175	206
終期	176	207 (413)
144	177 (152)	208 (493)
145 (127)	178	209
146 (128)	179	210
147 (129)	180 (168)	211
148 (130)	181 [157]	212
149 (131)	182 (144)	213 (414)
150 (132)	183 (158)	214
151 (133)	184 (159)	215 (415)
152 (134)	185 (159)	216
153 (135)	186 (160)	217
154 (136)	187 (161)	

218 (415)	249 (301)	279 (331)
219 (415)	250 (302)	280 (332)
220	第6節 先取特権	(4) 先取特権の効力
221	251 (303)	281 (333)
222 (416)	252 (305)	282 (334)
223 (418)	(1) 一般の先取特権	283 (335)
224 [419]	253 (306)	284 (336)
225	254 (307)	285 (337)
第2節 代位	255 (308)	286 (338)
226	256	287 (339)
227 (422)	257 (309)	288 (340)
228	258 (310)	289 (341)
229	(2) 特定の先取特権	第3章 連帯債務
230	(a) 動産の先取特権	290
231	259 (311)	291 (432)
232	260 (312)	292
第3節 債務者の債権の行使（債権者代位）	261 (313)	293 (437)
233 (423)	262 (314)	294
234	263 (315)	295
235	264 (316)	296 (445)
236	265 (317)	297
第4節 詐害行為取消権	266	298
237 (424)	267 (318)	299
238	268 (319)	300
239 (425)	269 (321)	301
240 (426)	270 (322)	302 [429]
第5節 留置権	271 (323)	第4章 債権の譲渡
241 (295)	272 (324)	303 (466)
242	(b) 不動産の先取特権	304
243	273 (325)	305
244 (296)	274 (326)	306 (467)
245 (297)	275 (327)	307
246 (298)	276 (328)	308 (468)
247 (299)	(3) 先取特権の順位	309 (469)
248 (300)	277 (329)	310 (470)
	278 (330)	311 (471)

312 (472)
 313 (473)
 第5章 債権の消滅
 第1節 履行
 314 (474)
 315
 316 (478)
 317 (479)
 318 (480)
 319 (481)
 320
 321 [482]
 322
 323 (483, 400)
 324 (484)
 325 (485)
 326 (486, 487)
 327
 328 (488, 489)
 329 (491)
 330 (492)
 331 (494)
 332
 333 (495)
 334
 335
 336 (497)
 337
 338
 339
 第2節 免除
 340 (519)
 第3節 相殺
 341 (505)
 342 (506)
 343 (507)

344 (508)
 345 (509)
 346 (510)
 347 (511)
 348 (512)
 第4節 更改
 349 (513, 515, 516)
 350 (514)
 351 (517)
 352 (518)
 第5節 混同
 353 (520)
 第2部 契約
 第1章 契約の成立
 354 (521)
 355 (524)
 356
 357
 358 (522)
 359 (523)
 360 (525)
 361 (526, 97)
 362 (529)
 363 (530)
 364 (531)
 365 (532)
 366
 367
 368
 第2章 契約の効力
 369 (533)
 370 (534)
 371 (535)
 372 (536)
 373
 374 (537)

375 (538)
 376 (539)
 第3章 手付及び約定違約金
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 第4章 契約の解除
 386 (540)
 387 (541)
 388 (542)
 389 (543)
 390 (544)
 391 (545)
 392 (546)
 393 (547)
 394 (548)
 第3部 事務管理
 395 (697)
 396 (702)
 397
 398 (698)
 399 (699, 701)
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 第4部 不当利得

406 (703)	439	464
407 (705)	440	465
408	441	466
409 (707)	442	467 (564, 565)
410	443	468
411 (708)	444	469
412	445	470
413 (191)	446	471
414	447 (723)	第2節 瑕疵担保責任
415 (189)	448	472 (566, 570)
416	第3章 正当防衛	473 (商288)
417	449 (720)	474
418	450	第3節 追奪担保責任
419	451	475
第5部 不法行為	452	476 (566, 567)
第1章 不法行為責任	第3篇 契約各論	477
420 (709)	第1部 売買	478
421	第1章 売買契約の要素	479 (566, 567)
422	第1節 総則	480
423	453 (555)	481
424	454 (556)	482
425 (715)	455	第4節 免責条項
426 (715)	456	483 (572)
427	457 (558)	484
428 (716)	第2節 所有権の移転	485 (572)
429 (712, 713)	第3節 所有権の移転	第3章 買主の義務
430 (714)	458	486 (商286)
431	459	487
432 (719)	460	488 (33, 576)
433 (718)	第2章 売主の義務および責任	489 (576)
434 (717)	第1節 引渡	490 (573)
435	461	第4章 特殊な売買
436	462	第1節 買戻権付売買
437	463	491 (579)
第2章 不法行為の賠償		492
438 (710)		493

494 (580)	525 (530) [550]	555
495 (581)	526 (550)	556 (605, 607, 620)
496 (580)	527 (552)	557 (615)
497	528 (553)	558
498	529	559 (286)
499 (579)	530 (551)	560 (620)
500	531	561 (597, 616, 620)
501	532	562
502 (581)	533	563 (600, 622)
第2節 見本売買・仕様売 買・試験売買	534	第4章 賃貸借契約の終 了
503 (商290)	535 (554)	564
504	536 (554)	565
505	第4部 財産の賃貸借	566 (617, 620)
506	第1章 総則	567
507	537 (601)	568 (611, 620)
508	538	569 (605)
第3節 競売	539	570 (619)
509	540 (604)	571 (620)
510	541	第5部 買取選択権付 物品使用契約 (ハイヤー・ パーチェス)
511 (508)	542	572
512	543	573
513	544 (612, 620)	574
514	545 (613)	第6部 雇傭
515	第2章 賃貸人の義務と 責任	575 (623)
516	546	576
517	547 (608)	577 (620, 625)
第2部 交換	548 (620)	578 (620)
518 (586)	549	579 (620)
519	550	580 (624)
520	551 (620)	581 (620, 629)
第3部 贈与	第3章 賃借人の義務と 責任	582 (620, 627)
521 (549)	552 (594, 616)	583
522	553	
523	554 (616, 620)	
524		

584	617	第2章 消費貸借
585	618 (商339)	650 (587)
586 (620)	619	651
第7部 請負	620 (商338)	652 (591)
587 (632)	621	653
588	622	654
589	623 (商348)	655
590	624	656
591 [636]	625	第10部 寄託
592	626 (商342)	第1章 総則
593	627 (商343(1))	657 (657)
594 [634]	628 (商336)	658
595	629	659 (659)
596	630 (324)	660 (658, 647, 665)
597	631 (商286, 345, 347)	661 (660)
598	632 (商286, 347)	662 (663)
599	633	663 (662)
600	第2章 旅客の運送	664 (663)
601 [637]	634 (商350, 352)	665
602 [633]	635	666 (646, 665)
603	636	667
604	637	668 (650, 655)
605 (641)	638	669 (648, 665)
606	639	670
607	第9部 貸借	671
第8部 運送	第1章 使用貸借	第2章 金銭寄託に関する特則
608 (商331)	640 (593)	672 (666)
609	641	673
第1章 商品の運送	642	第3章 場屋の主人に関する特別法則
610	643 (594)	674 (商353) [594]
611	644	675 [595]
612 (商332)	645 (620)	676
613 (商333)	646 (597)	677 (商354) [594]
614 (商335)	647 (595)	678 (商356)
615 (商344)	648 (599)	
616 (商337)	649 (600)	

679	708	737 (381, 382, 384)
第11部 保証	709 (372)	738 (833, 383, 384)
第1章 総則	710 (392)	739 (390, 384)
680 (446, 695)	711	740 (384)
681 [449]	712	741 (384)
682	713	742 (384)
683 (447)	714	743
684	第2章 抵当権の範囲	第6章 抵当権の消滅
685	715	744 (396, 398)
第2章 履行前の効力	716	745
686 (商273)	717	746
687	718 (370)	第13部 質権
688 (452, 453)	719 (389)	第1章 総則
689 [453]	720	747 (342, 343)
690	721 (371)	748 (346)
691 [454]	第3章 抵当権者及び被	749
692 (457)	抵当権者の権利	750 (362, 363)
第3章 履行後の効果	・義務	751 (366)
693 (459)	722	752 (365)
694 (457)	723	753
695	724	754
696	725	755
697	726	756 (349, 商277)
第4章 保証の消滅	727	757 (193)
698	第4章 抵当権の執行	第2章 質権者及び被質
699 (620, 407, 409)	728	権者の権利義務
700	729	758 (296, 347, 350)
701	730 (373)	759 (298, 350)
第12部 抵当権	731	760 (298, 348, 350)
第1章 総則	732	761 (297, 350)
702 (369)	733	762 (299, 350)
703 (369, 370)	734 (392)	763
704	735	第3章 質権の執行
705	第5章 抵当財産の譲受	764
706	人の権利義務	765
707	736 (377, 379, 384)	766

767	797 (643, 656)	824
768	798	825
第4章 質権の消滅	799 (102)	第5章 代理の消滅
769 (345, 352)	800 (商267)	826 (651, 653, 商268)
第14部 倉庫営業	801 (102)	827 (651)
第1章 総則	802 (104)	828 (654)
770 (商357)	803	829 (654)
771	804	830 (655)
772	805 (108)	831 (112)
773 (商375)	806	832
774 (商378)	第2章 代理人の本人に	第6章 問屋
第2章 倉庫預証券	対する義務及び	833 (商313, 320)
775 (商358)	責任	834
776 (365)	807 (644)	835
777 (商359)	908 [104]	836
778 (商359)	809 (645)	837 (商313)
779	810 (646)	838 (商314)
780	811	839 (商315)
781	812	840 (商315)
782	813 (105)	841 (商318)
783 (商361)	814	842 (商318, 41)
784 (商363)	第3章 本人の代理人に	843 (商316)
785	対する義務及び	844
786 (商364)	責任	第16部 仲立
787 (商367)	815 (107)	845 (商304, 305)
788	816 (649)	846 (商310)
789 (商379, 380)	817	847 (商365)
790 (商368, 369)	818	848
791	819	849
792 (商370)	第4章 本人及び代理人	第17部 和解
793 (商371)	の3者に対する	850 (695)
794 (商368, 372, 373)	責任	851 (695)
795	820 (商266)	852 (696)
796 (商366)	821 (109)	第18部 賭博
第15部 代理	822 (110, 112)	853
第1章 総則	823 (113)	854

855		884 (商424)	914
第19部 交互計算		885 (商426)	915
856 (商291)		886 (商425)	916
857 (商292)		第3節 保証保険	917 (商455)
858 (商293)		887	918
859 (620)		888	919 (商457)
860 (商395)		第3章 生命保険	920 (商457)
第20部 保険		889	921 (商466)
第1章 総則		890	922
861 (商384, 397)		891	923 (商460)
862		892	924 (商462)
863		893	925
864		894	926
865 (商399)		895	第2節 引受
866 (商429)		896	927 (商465)
867 (商403)		897	928 (商466)
868 (商403)		第21部 手形	929
第2章 損害保険		第1章 総則	930
第1節 総則		898 (商434)	931
869		899 (商439)	932
870 (商387, 388)		900	933 (商467)
871 (商390)		901 (商433, 436)	934
872 (商407, 409, 620)		902 (商438)	935
873 (商392)		903	936 (商469)
874 (商394)		904	937 (商470)
875 (商404)		905	第3節 保証
876 (620, 商405)		906	938
877 (商393, 414, 420)		907	939
878 (商393)		第2章 為替手形	940
879 (商396)		第1節 振出及び裏書	第4節 支払
880 (商416)		908 (商445)	941
881 (商412)		909	942
882 (商417)		910	943
第2節 運送保険に関する 特則		911	944
883 (商423, 424)		912	945 (商483, 495, 512)
		913 (商450)	946 (商484)

947	977	1008
948	978	1009
949	979	1010
第5節 参加	980	1011
(1) 参加引受	981	第22部 合名会社及び
950 (商458)	第3章 約束手形	株式会社
951	982	第1章 総則
952 (商503)	983 (商525)	1012 (商42)
953	984	1013 (商43)
(2) 参加支払	985 (商529)	1014
954	986 (商527)	1015
955 (商508)	第4章 小切手	1016
956	987 (商529)	1017 (商9, 15 51, 45, 53,
957	988 (商930, 530)	46)
958	989 (商537)	1018
第2節 引受拒絶或は支払	990 (商533)	1019
拒絶による遡求	991	1020
959	992	1021
960	993	1022 [商45, 商12]
961 (商511)	994 (商535)	1023
962 (商512)	995	1024
963	996	第1節 普通合名会社
964	997	1025
965 (商534)	998	第2節 社員相互の関係
966	999	1026
967	1000	1027
968 (商474, 491, 471)	第5章 時効	1028
969	1001 (商443)	1029
970	1002	1030
971	1003	1031 (商69, 70)
972	1004	1032 (商58)
973	1005	1033 (商56, 61)
974	第6章 偽造盗難紛失手	1034
第7節 組合せ約束手形	形	1035
975	1006	1036 (商56)
976	1007	1037

1038 (商60)	1068 (商73)	1098 (商120)
1039	1069	1099
1040 (商59)	1070 (商63)	1100
1041	1071	1101
1042 (商54)	1072	1102 (商125)
1043	第6節 登記済合名会社の	1103 (商126)
1044	合併	1104 (商123)
1045	1073 (商78)	1105 (商128, 129)
1046	1074 (商78, 79)	1106 (商127)
1047 (商72)	1075 (商81)	1107 (商131)
1048	1076 (商82)	1108 (商131, 135, 138, 211)
第3節 社員と第三者との 関係	第3章 合資会社	1109 (商131, 161)
1049	1077 (商104)	1110 (商128, 129)
1050 (商63)	1078 (商107)	1111 (商170, 141)
1051 (商73)	1079	1112 (商140)
1052 (商64)	1080 (商105, 109)	1113
1053	1081	1114
1054	1082	1115 (商17, 20)
第4節 普通合名会社の解 散及び清算	1083 (商107)	1116
1055 (68, 商47, 48, 68, 69)	1084	第2節 株式及び株主
1056	1085	1117 (商145)
1057	1086	1118 (商146, 147)
1058	1087 (商115)	1119 (商135, 144)
1059 (商75)	1088 (商111, 116)	1120
1060	1089	1121 (商152)
1061 (商87)	1090 (商113)	1122
1062	1091 (商112)	1123 (商130, 152)
1063	1092 (商117)	1124
第5節 普通合名会社の登 録	1093	1125 (商130, 153)
1064 (商44, 45, 46)	1094	1126
1065	1095	1127 (商147)
1066 (商60)	第4章 株式会社	1128 (商148)
1067 (商60)	第1節 株式会社の性質と 成立	1129 (商149, 154)
	1096 (商143, 144, 145)	1130
	1097 (商119, 120)	1131

1132	1165	1198 (商190)
1133 (商154)	1166	1199
1134 (商155)	1167 (商170, 177)	(5) 配当及び準備金
1135	1168 (商175)	1200 (商197)
1136 (商155)	1169 (商178)	1201
1137 (商168)	1170 (商193)	1202 (商194)
1138	(3) 総会	1203 ([商]195)
1139	1171 (商157)	1204
1140	1172 (商159, 174)	1205
1141 (商171, 172)	1173 (商160)	(6) 帳簿務び計算書類
1142	1174 (商160)	1206
1143 (商151)	1175 (商156)	1207 (商171)
第3節 株式会社の管理	1176	第2節 監査
(1) 総則	1177	1208 (商185)
1144	1178	1209 (商180, 109)
1145 (商208, 209)	1179	1210 (商189)
1146 (商15)	1180	1211
1147	1181	1212
1148	1182 (商162)	1213 (商183, 181)
1149	1183	1214 (商183)
(2) 取締役	1184	第5節 検査
1150 (商165, 179)	1185 (商161)	1215 (商193)
1151 (商164, 167)	1186 (商161)	1216
1152 (商166)	1187 (商161)	1217 (商193)
1153 (商166)	1188	1218
1154	1189	1219
1155	1190 (商161)	第6節 資本の増加及び減少
1156	1191	1220 (商208, 209)
1157	1192	1221 (商214, 215)
1158	1193	1222
1159	1194	1223 (商217)
1160	1195 (商163)	1224 (商151, 220)
1161 (商169)	(4) 貸借対照表	1225
1162 (商70)	1196 (商27)	1226 (商79, 220)
1163	1197 (商158, 190, 191,	1227
1164	192)	

1228 (商15)	1254	1288
第7節 社債	1255 (77, 商79, 90, 224, 234)	1289 [678]
1229 (商199)	1256 (商94, 227)	1290
1230 (商200)	1257 (76, 商96, 100, 228)	1291
1231 (商201)	1258 (商97, 234)	1292 [682, 683]
1232	1259 (78, 商91, 234)	1293
1233 (商203)	1260 (商91, 234)	1294
1234 (商207)	1261 (商234)	1295 [685]
1235	1262	1296
第8節 解散	1263 (79)	1297
1236 (商47, 221, 48)	1264 (79)	
1237	1265 (商92)	第4篇 財産
第9節 株式会社の合併	1266 (商81, 91, 234, 240)	第1部 総則
1238 (商222)	1267 (商94)	1298 (175)
1239	1268	1299 (175)
1240 (商78, 224)	1269 (商91, 95, 234)	1300 (177)
1241 (商223)	1270 (商58, 230, 233, 234)	1301
1242	1271 (商101, 233)	1302
1243	1272 (商103)	1303 (178)
第10節 通知	1273 (商234)	1304
1244	第23部 組合	1305
1245	1274 [35] [667]	1306
第11節 休眠会社の登記簿 よりの抹消	1275	1307
1246	1276 [37]	第2部 所有権
第5章 登録済合名会 社・合資会社・ 株式会社の清算	1277 [45]	第1章 所有権の取得
1247	1278 [45]	1308
1248	1279 [46]	1309
1249 (73, 商84, 234)	1280 [46]	1310
1250 (78, 商91, 229, 234)	1281 [673]	1311
1251 (75, 商87, 88, 226, 234)	1282	1312
1252	1283 [38]	1313
1253 (79)	1284 [46]	1314
	1285	1315
	1286	1316 (243, 245)
	1287 (673)	1317 (246)
		1318

1319	1353	第4部 地役権
1320	1354	1387
1321	1355	1388
1322	第3章 共有	1389
1323	1356	1390
1324	1357 (250)	1391 (288)
1325 (193, 240)	1358 (251, 252)	1392
1326	1359	1393 (281)
1327	1360 (249)	1394 (282)
1328 (241)	1361	1395 (282)
1329	1362 (253)	1396
1330	1363 (256)	1397 (284)
1331	1364 (258)	1398
1332	1365	1399 (289, 293)
1333	1366 (261)	1400
1334	第5部 占有	1401 (283)
第2章 所有権の範囲と	1367 [180]	第5部 居住権
行使	1368 [181]	1402
1335 (207)	1369 [186]	1403
1336 (206)	1370 [186]	1404
1337	1371 [186]	1405
1338	1372	1406
1339 (214)	1373	1407
1340 (220)	1374 (198, 199, 201)	1408
1341 (218)	1375 (200, 201)	1409
1342 (237, 238)	1376 (189, 190, 191)	第6部 地上権
1343	1377 (203)	1410 (265)
1344 (229)	1378 (182)	1411
1345	1379 (182)	1412 (268)
1346	1380 (184)	1413 (268)
1347 (233)	1381 (185)	1414 (276, 266)
1348	1382 (162)	1415
1349 (210, 211, 212)	1383	1416 (269)
1350 (213)	1384 (164)	第7部 用役権
1351 (209)	1385 (187)	1417
1352	1386	1418

1419	1425	1430
1420	1426	1431
1421	1427	1432
1422	1428	1433
1423	第 8 部 不動産物担保	1434
1424	1429	

後 記

1982年タマサート大学に滞在中に、諸資料を提供し、ご説明をいただいた同大学の先生方に感謝を申し上げます。